

感染症による出席停止について

◆学校は児童生徒等が集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は感染が拡大しやすく、教育活動にも大きな影響を及ぼすことになります。そのため次の感染症は、学校保健安全法第 19 条の規定により出席停止の取り扱いをいたします。

※インフルエンザについては、保護者が作成する「罹患報告書」を学校へ提出してください。

学校において予防すべき感染症の種類

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS） 中東呼吸器症候群（MERS） 特定鳥インフルエンザ(H5N1 及び H7N9)	治癒するまで
第 2 種	A インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ 及び新型インフルエンザ感染症を除く） B 百日咳 C 麻疹 D 流行性耳下腺炎 E 風しん F 水痘 G 咽頭結膜熱（プール熱） H 結核 I 髄膜炎菌性髄膜炎	A 発症した後 5 日を経過し、かつ、 解熱後 2 日を経過するまで。 B 特有の咳が消失するまで又は、 5 日間の適正な抗菌性物質製剤 による治療が終了するまで。 C 解熱後、3 日を経過するまで。 D 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫 脹が発現した後 5 日を経過し、か つ、全身状態が良好になるまで。 E 発しんが消失するまで。 F すべての発しんが痂皮化するまで。 G 主要症状が消退した後 2 日を 経過するまで。 H・I 病状により学校医、その他の 医師において感染のおそれがない と認めるまで。
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感 染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結 膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 （マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、 感染性胃腸炎など）	病状により学校医、その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで。

ただし病状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認められた場合はこの限りではない

※第 3 種 その他の感染症については、学校医やその他の医師と相談の上、出席停止を決定します。

- ★出席停止の対象となる感染症の診断を受けられた場合は、直ちに学校までご連絡ください。
- ★出席停止期間は、欠席扱いになりませんので治療に専念してください。
- ★感染を防止するため、出席停止の期間中は友人との接触を避けてください。
- ★病気が治って登校するときには、医師の診断を受け、「治癒証明書」を学校へ提出してください。